解　説　　「パーソナルコンピュータ」商品認定基準

２００１年5月1日 改定

１．環境的背景の補足

日本のパソコン出荷量は、（社）日本電子工業振興協会（以下：JEIDA）発行「パソコン白書」によると、パソコン本体総出荷台数（国内出荷＋輸出）821万2千台（対前年比100%、平成１０年度）であり、「使用済みコンピュータの回収・処理・リサイクルの状況に関する調査報告書（JEIDA平成１１年５月）」によると、このうち家庭でのパソコン利用は３２．５％（平成１０年度）となっている。

同報告書によると、使用済みパソコンの発生量は、平成１０年度４．１万ｔであり、このうち家庭からの発生量は１．１万ｔであった。また、予測として平成１３年度７．１万ｔ、平成１５年度１３．３万ｔ発生すると推計されている。

２．対象について

本類型は、総務庁作成「日本標準商品分類」に規定される「パーソナルコンピュータ」のうち、デスクトップ型ＰＣノート型ＰＣおよび一体型ＰＣについて規定するものである。「日本標準商品分類」では、デスクトップ型ＰＣ、サーバー、ワークステーション、ノート型（ポータブル）ＰＣについて定義はないが、ここでは、社会一般で用いられている概念をもとに「机などに設置して使用する型のパーソナルコンピュータ」がデスクトップ型ＰＣであると整理した。ノート型ＰＣは、「持ち運びながら使用する型のパーソナルコンピュータ」と整理した。一体型ＰＣについては、デスクトップ型ＰＣとは仕様が異なるものがあることから、認定基準を分けた。

３．用語の定義について

「電池」の定義は（社）電池工業会資料に基づいて作成した。「再使用可能」「リサイクル」「再生プラスチック原材料」「プレコンシューマー材料」および「ポストコンシューマー材料」の定義はＩＳＯ１４０２１ＦＤＩＳの定義をもとに作成した。「ホモポリマ」「コポリマ」および「ポリマアロイ」は理化学辞典（（株）岩波書店）を引用した。

４．認定の基準について

４－１．環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「パーソナルコンピュータ」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、Ａ－１、Ａ－９、Ｂ－３、Ｂ－５、Ｂ－６、Ｂ－８、Ｂ－９、Ｃ－９、Ｄ－１、Ｄ－２、Ｄ－９、Ｅ－８、Ｅ－９、Ｆ－１およびＦ－９(表中◎印)である。

なお、表中の ▒ 印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A．資源採取	B．製造	C．流通	D．使用消費	E．廃棄	F．ﾘｻｲｸﾙ
1資源の消費	◎		○	◎		◎
2地球温暖化影響物質の排出				◎		
3オゾン層破壊物質の排出		◎				
4生態系の破壊						
5大気汚染物質の排出		◎				
6水質汚濁物質の排出		◎				
7廃棄物の排出・廃棄						
8有害物質等の使用・排出		◎			◎	
9その他の環境負荷	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◇A～F－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)環境情報の提供（取扱説明書への記載項目）

本類型の認定基準は、機器そのものだけではなく、機器の環境負荷低減を支援する体制（使用後の引き取り、リペア、消費電力量、使用化学物質など）についても基準を策定する項目として規定している。これらの支援体制は、申込者だけでは到底成り立つものではなく、機器利用者の積極的な関与が必要である。

従って、エコマーク認定の意味を機器利用者に知らせ、ＰＣの環境負荷低減を図るため、エコマーク認定基準に適合し、どのような環境負荷低減になるかを取扱説明書などに記載することについて基準を策定する項目として選定した。

4-1.(24)「機器のリサイクルに適した設計」に関する項目への適合性の情報の例

「本機器は、エコマーク認定基準「パーソナルコンピュータ」に規定される「機器のリサイクルに適した設計」の要求に適合しています。（具体的には添付1の適合状況を詳述。）」

4-1.(26)再使用またはリサイクルに関する情報の例

「引き取った本機器は、○○のシステムにより再使用（またはリサイクル、およびリサイクルなど）を行っています。（具体的には△△です。）」

4-1.(27)引き取り、再使用、リサイクルまたは廃棄物処理情報の例「本機器のお客様により交換される二次電池は、交換後に廃棄物として排出される場合、○○の方法で引き取ります。△△までお問い合せ下さい。引き取った電池は、◇◇のシステムにより再使用（またはリサイクル、およびリサイクル、廃棄処理など）を行っています。（具体的には△△です。）」

A　資源採取段階

◇A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生資源の使用
(2)エコマーク認定基準「印刷用紙」を満たしていること（取扱説明書）

（１）については、各製造者の取組として再生プラスチック原材料の使用が進められていることから検討項目として取り上げられた。現状の技術レベルを考慮すると、数値基準を設定するレベルには到達していない。しかし、重要な観点であることから、基準を策定する項目として選定された。なお、本項目はドイツ環境ラベル「ブルーエンジェル」にも基準としては規定されていない。

（２）については、添付説明書における環境負荷低減も機器同様に重要であることから、非塩素漂白紙および再生紙の使用について検討された。非塩素漂白紙は、ブルーエンジェルでは基準として規定されているが、地域的事情により日本では入手が困難である。一方、再生紙の使用は、ブルーエンジェルに規定されていないものの、エコマーク事業として「古紙の利用」を進めているところであり「印刷用紙」という商品類型がある。従って、再生紙の使用について基準を策定する項目として選定された。

なお、申込機器の取扱説明書以外の添付書類（基本ソフトの取扱説明書など）は、申込者が使用紙を管理することが困難であるため、本項目の規定を適用しない。

B　製造段階

◇Ｂ－３（オゾン層破壊物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)特定フロン、代替フロンの排出（購買契約書などによる環境仕様）

（１）については、環境への影響を考えるとフロンに限定することなく排出を抑制する必要がある。ＰＣそのものからの有害物質の排出は機器廃棄後にあり得るが、回収と有害物質添加を基準としたため、問題はないと考えられる。そこで、商品製造時の有害物質の排出に特定して検討を行った。有害物質を使用することは、Ｂ－８に述べているとおり使用後の排出管理（回収、適正処理など）を行えば問題ない。したがって、商品製造時に工場立地地域の環境法規等を遵守していることが基準として選定された。

特定フロン、代替フロンなどについては、その製造の規制並びに排出の抑制および使用の合理化に関し、国際的合意により対策が進められている。本商品類型では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を参考に、別表２を作成し、特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他ＣＦＣ、四塩化炭素およびトリクロロエタンの使用を認めず、代替フロン（ＨＣＦＣ）については、工場からの排出を認めないこととして基準を策定した（包装材についても同様の結論）。

また、これらの物質は、ＰＣの最終組立工場ではほとんど使用されておらず、部品も含めて本来使用しているステージでの使用削減、排出削減をしなければ効果が小さいことから、部品工場に遡った環境負荷低減を行うよう、部品の購買契約書によって最終組立工場と同等の基準を策定することとした。

エコマーク認定基準に規定する工場長証明書、部品購買契約書ひな形を以下に例示する。

工場長証明ひな形例

「申込者が所有する工場は、特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他のＣＦＣ、四塩化炭素およびトリクロロエタンの使用がないこと、代替フロン（ここではＨＣＦＣをさす）の排出がないことを証明します。」

「申込者が所有する工場は、有害物質の排出について、工場が立地している地域の関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していることを証明します。関連する環境法規は△△です。」

「○○製造工場は、特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他のＣＦＣ、四塩化炭素およ

びトリクロロエタンの使用がないこと、代替フロン（ここではＨＣＦＣをさす）の排出がないことを証明します。」

「○○製造工場は、有害物質の排出について、工場が立地している地域の関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していることを証明します。関連する環境法規は△△です。」

部品購買契約書ひな形例

『申込者が所有する工場の部品購買契約書は、「（購買する部品の製造工場は）有害物質の排出について、工場が立地している地域の関連する環境法規および公害防止協定などを遵守している」旨の条項を明確にしていること。』

『申込者が所有する工場の部品購買契約書は、「本契約締結者（部品メーカー）は、本契約締結者である申込者向け出荷部品を構成する部品の購買契約書に（購買部品の工場は）有害物質の排出について、工場が立地している地域の関連する環境法規および公害防止協定などを遵守している旨の条項を入れる」旨を明確にしていること。』

『申込者の所有する工場の部品購買契約書は、「（購買する部品の製造工場は）特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他のＣＦＣ、四塩化炭素およびトリクロロエタンの使用がないこと、代替フロン（ここではＨＣＦＣをさす）の排出がない」旨の条項を明確にしていること。』

『申込者の所有する工場の部品購買契約書は、「本契約締結者（部品メーカー）は、本契約締結者である申込者向け出荷部品を構成する部品の購買契約書に（購買部品の工場は）特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他のＣＦＣ、四塩化炭素およびトリクロロエタンの使用がないこと、代替フロン（ここではＨＣＦＣをさす）の排出がない旨の条項を入れる」旨を明確にしていること。』

◇Ｂ－５（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)有害物質の排出

本項目については、Ｂ－３に解説しているとおり、商品製造時に工場立地地域の環境法規等を遵守していることとし、基準を策定する項目として選定された。

◇Ｂ－６（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)有害物質の排出

半導体製造により、地下水汚染などの環境影響が発生しているとの報告もある。

本項目については、Ｂ－３に解説しているとおり、商品製造時に工場立地地域の環境法規等を遵守していることとし、基準を策定する項目として選定された。

認定基準では、工場立地地域の関連する環境法規等の遵守状況について、エコマーク申込時から過去５年間の範囲で審査を行うこととしている。土壌汚染については、以下のとおり扱う。

汚染物質規制の制定後、汚染行為があり、それがエコマーク申込時から過去５年以内の場合は、エコマーク認定基準に不適合と判断する。

◇Ｂ－８（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)有害物質の排出

本項目については、Ｂ－３に解説しているとおり、商品製造時に工場立地地域の環境法規等を遵守していることとし、基準を策定する項目として選定された。

Ｃ　流通段階

◇Ｃ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)軽量・小型化（省スペース）

本項目は、数値的な基準を設定することが難しく、基準を策定する項目として選定されなかった。ただし、基準４－１．（６）などに定める「再生資源の利用の促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」では、軽量・小型化の観点を盛り込んでおり、各機器ごとに何らかの配慮が期待される。

Ｄ　使用消費段階

◇Ｄ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)機器修理のために補修用性能部品の最低保有期間は５年間確保されること (2)修理の請負体制が整備され、機器利用者の依頼に応じて修理を行っていること　（リペアシステム） (3)保証は３年間であること

（１）および（２）については、ＰＣでは、体制として「機器の長寿命性」を活かすポイントが二つある。第一は、機器利用者自身による部品交換であり、交換用部品の供給がポイントとなる。第二には、機器利用者以外の製造者などによる部品交換・修理であり、積極的に修理を請け負うことは、機器を長く使うために重要である。通商産業省では「リペア」の充実を環境負荷低減の重要項目として掲げたところである。

従って、本項目は基準を策定する項目として選定された。

なお、本項目への適合は、申込者以外の事業者委託を含む。

審査にあたっての具体的な判断は、

１．「本機器は機器利用者の依頼により修理を請け負います。」もしくはこれに類する情報が取扱説明書に明記され、機器利用者に提示されていること。

２．１．の情報は、他の情報と独立させ、機器利用者に明確に認識させるよう配慮されていること。

例：当該情報のみを掲載したページ、文字を大きくする、字体を周囲の文字と変える、枠囲い、色を変えるなど

３．修理を行うために必要な情報（修理の範囲(サービス内容)、必要期間、費用、機器利用者にとっての修理手続きの流れなど）を明記している、もしくは必要な情報を提供できるよう連絡先などを明記していること。

例：「本機器の修理につきましては、当社サービスセンター(TEL:○○)まで故障状況をお知らせ下さい。ご必要の場合、修理範囲（サービス内容）、修理費用の目安、修理期間、手続きなど説明いたします。」

注：連絡先とは電話、ＦＡＸなどを指す。機器故障時を想定しているため、インターネット連絡先のみでは基準不適合と判断する。

（３）については、基準を策定する項目として選定されなかった。ブルーエンジェルにおいて機器の長寿命性という観点から基準として規定されている項目であるが、環境に関する事項ではなく、また保証事項は各製造者のサービス戦略によるところも大きく、基準とする必要はないと判断された。

◇Ｄ－２（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)低電力消費であること（エネルギースターに準拠）
(2)省エネ法に定める省エネ基準に適合していること

（１）については、地球温暖化影響物質の排出として、低電力消費であることが必要とされた。低電力消費については、すでに財団法人省エネルギーセンターにおいて「国際エネルギースタープログラム」による取組がなされている。したがって、各取組との整合性を考慮し、「エネルギースターに準拠していること」が基準として選定された。なお、ブルーエンジェルでは、数値基準として設定がなされているが、本類型は、国内の各取り組みとの整合を優先した。

4-1.(21)については、バッテリー充電の消費電力を除く。

（２）については、（１）と同様であり、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」として定められている。本認定基準１．環境的背景に述べたとおり、省エネ法への適合は、省エネルギーの側面で重要な環境負荷低減項目となるため、基準として選定された。

◇Ｄ－９（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1)ＩＥＣ９５０に準拠した安全規格に適合していること
(2)電磁適合性についてＶＣＣＩに適合していること
(3)電磁波の放出（健康影響）
(4)音量レベル（騒音）

機器の安全性については、国際規格として最も広く使用されているＩＥＣ（国際電気標準会議）９５０またはこれに準拠した安全規格に従うものとした。

コンピュータなどから発生する電波ノイズがテレビなどの受信機に妨害を与えないよう、電磁適合性についてはＶＣＣＩ（情報処理装置等電波障害自主規制協議会）に適合するものとした。

電磁波の放出（健康影響）については、ＣＲＴモニターなどからの放出が指摘されている。しかし、「電磁環境の健康影響に関する調査研究　財団法人日本環境協会」によると、"Occupational Health & Safety"誌にコンピュータ画面から70mG、電気毛布や電気カミソリから10000mG(10G)程度の磁界が発生することからも有害性を明らかにすることは困難であるとの指摘があり、他の調査研究も含め、環境庁では本報告に基づき、現時点で電磁界暴露の健康影響の有無を結論付けることはできないとしている。

音量レベルについては、ＩＳＯ７７７９およびＩＳＯ９２９６がある。本類型では国際整合の観点からブルーエンジェルの規定するＩＳＯ９２９６を採用し、レベルもブルーエンジェルの値を参考にし、基準を策定する項目として選定した。基準値４８～５５ｄＢは静かな事務所と同程度の音量となる。

E　廃棄段階

◇Ｅ－８（有害物質等の使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1)プリント基板は、ＰＢＢ、ＰＢＤＥおよび塩化パラフィンを処方構成成分として添加していないこと
(2)プラスチック類は、ＰＢＢ、ＰＢＤＥおよび塩化パラフィンを処方構成成分として添加していないこと
(3)プラスチック類は、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、鉛を処方構成成分として添加していないこと
(4)プラスチック類は、発がん性物質、変異原性、生殖毒性物質を添加していないこと
(5)電池は、カドミウム、鉛および水銀を処方構成成分として添加していないこと
(6)プラスチック類（包装に使用されるプラスチック材料を含む）は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと
(7)ディスプレイ（LCD）固有の部品は、ＩＡＲＣの発がん性物質に分類されている物質（レベル１、２Ａ、２Ｂ）またはＭＡＫリストの発がん性物質(１、２または３)を処方構成成分として添加していないこと。ただし、水銀と水銀化合物を除く。

化学物質は、ＰＣへの含有、製造時使用・排出・発生など様々な形で関与する。

含有については、製品そのものがもつ環境負荷であり、機器の対象部位、対象物質と含有レベルを規定した。基本的には、商品製造時に添加を認めないこととして、基準を策定する項目として選定された。

（１）、（２）および（６）については、ポリ塩化ビニールおよびポリ塩化ビニリデン、臭素系難燃剤などの含有と燃焼廃棄時のダイオキシンの発生との関係があげられる。検討の結果、防火安全性能の維持を考慮しつつ、有害物質の発生を極力回避するため、基準を策定する項目として選定された。ＰＶＣの使用制限については、被膜、ケーブル類など微小部品に使用されている可能性がある。これらは汎用性のある代替品がないため、現時点では基準として策定しないこととされた。

なお、有害物質を使用するものであっても、回収を行っている場合は含有・使用を制限する必要はないという意見があげられた。

（７）については、製造プロセスにおける消泡剤(Ａｓ$_2$Ｏ$_3$)の添加に関して、以下のとおり整理した。

１．消泡という製品の製造プロセス上で用いられるものである（ガラスの原料ではない）
２．加熱により分離している

ことから、「製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分」として扱うものであると判断し、エコマーク認定基準に不適合となるものではない。

F　リサイクル段階

◇Ｆ－１（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

リサイクル設計・長期使用 (1)「再生資源の利用の促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」を参考に作成した添付１「機器のリサイクルに適した設計」に適合すること (2) 包装材は、「再生資源の利用の促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」に適合すること
プラスチック材料・電池 (3) プラスチック製部品は、一つのホモポリマまたはコポリマから作ること (4) プラスチック製筐体部品は、２種類以下の互いに分離可能なポリマまたはポリマブレンドにより構成すること (5) プラスチック製大型筐体部品は、プラスチック材料としてリサイクルできるように構成されていること (6) 電池は、機器利用者が交換または取り外し可能であること。機器利用者による取り外しを想定しない電池は、交換または取り外し可能であること。 回収・リサイクルシステム (7) 機器の引き取り、再使用またはリサイクル (8) 電池の引き取り、再使用またはリサイクル 材質表示 (9) プラスチック部品は、ＩＳＯ１１４６９による材質表示を施すこと (10)電池は、電池工業会小型充電式電池の識別表示ガイドラインに従って材質表示をしていること (11)包装に使用されるプラスチックは、ＩＳＯ１１４６９に沿って材質表示をしていること

リサイクル設計・長期使用

（１）リサイクル設計・長期使用については、材料的規定を設けるだけではなく、ユニットの複合体であるＰＣをどのようにアッセンブル（組立）しているかが長寿命・再使用・リサイクルの重要なポイントとなる。本類型では、通商産業省の設置する産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会の作成したガイドラインを参考にした。本ガイドラインは数値などによる規定はなく、審査にあたっては本ガイドラインの観点に基づき機器設計がなされていることの申込者による説明書面の確認をすることとなる。

添付１「機器のリサイクルに適した設計」は、ブルーエンジェルにおいても基準とされているチェックリストでもあり、本類型も基本要件は同一とした。ブルーエンジェルでは、物質としてリサイクルすることを想定しているが、本類型では、部品として再使用する場合（リユース設計）も考慮したリストとして、考え方を進化させた。

なお、「機器のリサイクルに適した設計」は誰が回収しても再使用・リサイクルしやすいよう共通的な設計仕様として基準にした。多様な環境保全への取組を考慮し、申込者が自社のエコマーク認定機器をすべて引き取り、再使用・リサイクルする体制が組まれている場合、「機器のリサイクルに適した設計」に適合する必要のないこととした。このような自社引き取りには、申込者の責任による外部委託での引き取り、再使用・リサイクルを含むこととする。

プラスチック材料・電池

（３）～（６）については、ブルーエンジェルにおいて基準とされている項目である。機器の再使用・リサイクルを進めるためには汎用性のある樹脂を用いること、単

素材化を進めることが重要である。本類型では、再使用・リサイクルを進めるために基準を策定する項目として選定した。

なお、エネルギーとしての回収より、物質として再利用できることを優先した。

大型筐体部品とは、ここでは重量２５ｇ以上の部品もしくは平ら面積200㎜²以上の部品を指す。

電池の取り外しについては、機器利用者が取り外しできない電池があったとしても、機器自体の回収を進めるため、回収者などによって取り外しできればよい。また、機器の修理時に製造者などが基板全体を交換することなく電池を交換できることが重要であると判断した。具体的には、「平成３年度国庫補助事業　使用済みニカド電池の再資源化促進に関する調査検討報告書　財団法人クリーンジャパンセンター」の「ニカド電池取り出し容易化アセスメントマニュアル」をもとに、別表１「電池の取り外しの容易性」を作成した。

回収・リサイクルシステム

（７）および（８）については、「使用済みコンピュータの回収・処理・リサイクルの状況に関する調査報告書　JEIDA」によると、本類型の対象であるパソコンは、平成１３年度に約７万ｔ発生し、平成１５年度には約１３万ｔ、その後も同程度発生すると予想されていることから、使用済みの機器を回収・再使用・リサイクルすることが重要な課題となってくる。

また、ＰＣには重金属などの有害物質が使用されており、循環利用することで、環境中にこれらの物質を放出しないことも併せて重要である。有害物質を使用しなければならない製品があった場合、引き取り、再使用・リサイクル体制をあらかじめ組んでおくことが期待される。

したがって、基準を策定する項目として選定された。

なお、本項目への適合は、申込者以外への事業者委託を含めてよい。

回収については、ブルーエンジェルにおいても基準として規定されている。

日本国内では､廃棄物の処理及び清掃に関する法律により一般廃棄物とされる機器の引き取りには市町村長の許可が必要なこと､有償での買い取りはコスト的に体制を組むことが難しいことなどの事情がある。このため、当初の認定基準案では、事業系パソコンの回収に限定し、産業廃棄物となる機器の引き取りを条件とし、一般廃棄物となる機器については、その引き取り、再使用・リサイクルに関する法制度の整備の見通しが立っていなかったため､エコマーク審査委員会の判断により本基準を適用できることとした。しかし、認定基準案の公表後、通商産業省は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において、パソコンを指定再資源化製品とする検討を始めた。そこで、本項目は、産業廃棄物となる機器の引き取りについては認定基準案のとおり基準とし､一般廃棄物となる機器の引き取りについては、法制度の施行後、本基準を一部改定した上で対応することとした。以上の経緯の後、２０００年１２月に「資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの３Ｒ推進のための方策について」において、家庭系使用済みパソコン製品を含めた廃棄物処理法上の方策等所要の規程の整備を進め、平成１４年度中に引き取りに関する方策を導入するという予定が明示された。これに基づき、本基準では「当面、個人については本項目を適用せずに審査する」こととした。なお､本類型では回収費用について規定を設けない。

また、ブルーエンジェルでは引き取り所に関する規定を設けているが、回収・再使用・リサイクルの体制整備は、引き取り所持ち込みに限定する必要がなく、各地域の事情により設定されるべきものであることから、相互認証の検討においても問題はないと判断し、基準を策定しないこととした。

材質表示

（９）～（11）については、使用される素材の確認が難しいプラスチックおよび電池に材質表示をすることで回収時の処理がスムーズになるよう基準を策定する項目と

して選定した。プラスチックについては、国際規格ＩＳＯ１１４６９に従うものとした。対象部品は、国際的整合性を優先するため、２５ｇ未満または平ら面積２００㎜²未満のものを対象外とした。

（社）電池工業会は、小型充電式電池について分別を円滑に行うための識別表示に関するガイドラインを作成しており、本類型もこれに従うものとした。

４－２．その他

パソコンは購入後の機能拡張が特徴の一つであるため、使用者がエコマーク認定機器を購入後に機能拡張を行うことで、エコマーク認定基準を満たさなくなる可能性がある。

本類型のエコマーク商品認定審査は、販売時の仕様をもって行い、消費者に推奨するものである。

商品区分については、別表４の例を参考に「エコマーク商品認定・使用申込書」へ記入すること。「別紙記入」とし、別紙添付してもよい。

エコマークの使用については、認定商品の広告にこれを用いることができるが、マーク下段の表示および環境情報表示の使用事例を以下に紹介する。

・セット品の構成にプリンターなどの本類型対象外の機器が含まれる場合
　エコマーク使用時に､認定機器が明らかに判別できるよう注意表示を付す必要がある。例：「本体とＣＲＴモニターはエコマーク認定です」

・セット販売品にエコマークを使用する場合
　セット販売品を構成するエコマーク認定対象機器はすべてエコマーク認定を受ける必要がある。

・取扱説明書に表示する場合
　マーク下段の表示および環境情報表示は、認定基準6.(2)のとおりである。なお、エコマークとは別に「古紙の利用・○○%」と記述することは自由である。

・包装材に表示する場合
　マーク下段の表示および環境情報表示は、認定基準6.(2)のとおりである。

別表４

「エコマーク商品認定・使用申込書」「２．商品ブランド名」	
・機種毎申込の場合 ・シリーズ毎申込の場合	機種名を明記 シリーズ名を明記
「エコマーク商品認定・使用申込書」「３．型式」	
・機種毎申込の場合	申込機器が本体、CRTモニター、LCDモニター、キーボード、マウス、ノート型ＰＣ、一体型ＰＣのいずれであるかを明記、品番等を明記
・シリーズ毎申込の場合	申込機器が本体、CRTモニター、LCDモニター、キーボード、マウス、ノート型ＰＣ、一体型ＰＣのいずれであるかを明記、シリーズ内の機種名および品番などを明記

添付２

(本表は環境に関する基準4-1.(4)(5)(6)に基づくリストです)

「パーソナルコンピュータ」のプラスチック材料リスト

申込者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
(申込会社の印)
記入日 ＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

パーソナルコンピュータの商品ブランド名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 本体
□ CRTモニター
□ LCDモニター
□ キーボード
□ マウス
□ ノート型ＰＣ
□ 一体型ＰＣ

(該当するものにチェックをして下さい。複数機器の場合、お手数ですが機器毎に本リストを作成して下さい。

以下に示す部品への、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無	あり／なし

該当する方に○を付して下さい。

部品名称	プラスチック製造者	プラスチック製品名	材質表示
記入例:筐体	記入例:○○化工(株)	記入例:△化学(株)製 AB−1234	記入例: >ABS+PC<

添付３ 証明書一覧

			シリーズ機種名														
			各機種名	(1)		(2)		(3)		(4)				(n)			
			各機器名[*1]														
NO	認定基準	項目	必要な証明書等	添付有無	事務局	添付有無	事務局	添付有無	事務局	添付有無	事務局	……	……	添付有無	事務局	特記事項	
1	4-1.(1)	添付１「機器のリサイクルに適した設計」への適合	添付１「機器のリサイクルに適した設計」													申込者が確実に引き取り、再使用またはリサイクルしており、添付１を適用しない場合、その旨を示す説明書を提出	
2	4-1.(2)	補修用性能部品の最低保有期間	補修用性能部品の最低保有期間を明記した証明書、取扱説明書など														
3	4-1.(3)	修理の請負	機器利用者の依頼に応じて修理を行うことを明記した証明書、体制が整備されていること等を明記した取扱説明書など														
4	4-1.(4)	プラスチック材料	基準項目の遵守を明記した証明書、添付２使用しているプラスチック材料のリスト														
5	4-1.(5)	プラスチック材料	基準項目の遵守を明記した証明書、添付２使用しているプラスチック材料のリスト														
6	4-1.(6)	プラスチック材料	基準項目の遵守を明記した証明書、添付２使用しているプラスチック材料のリスト														
7	4-1.(7)	電池（機器利用者の交換）	電池の使用箇所、別表１に基づく取り外し方法などの証明書														
8	4-1.(8)	電池（機器利用者の取り外しを想定しない電池の交	電池の使用箇所、別表１に基づく取り外し方法などの証明書														
9	4-1.(9)	使用終了後の機器の引き取り、再使用またはリサイク	引き取り、再使用またはリサイクルの体制が整備されていることの説明書														
10	4-1.(10)	機器利用者によって交換される電池の引き取り、再使用またはリサイクル	引き取り、再使用またはリサイクルの体制が整備されていることの説明書														
11	4-1.(11)	プラスチック類（ハロゲン）	添付２使用しているプラスチック材料のリストに、原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を明記														
12	4-1.(12)	プラスチック類（難燃剤）	基準項目の遵守を明記した証明書、部品購買契約書など														
13	4-1.(13)	プラスチック類（重金属）	基準項目の遵守を明記した証明書														
14	4-1.(14)	プラスチック類（発がん性物質等）	基準項目の遵守を明記した証明書														
15	4-1.(15)	電池（重金属）	電池製造事業者の発行する証明書														
16	4-1.(16)	電池（材質表示）	材質表示の有無に関する証明書														
17	4-1.(17)	プリント基板（難燃剤）	基準項目の遵守を明記した証明書、使用難燃剤名を明記														
18	4-1.(18)	製造時	工場が立地する地域の環境法規などを遵守し違反などのないことについての工場長発行の証明書													直接部品納入者に対しては、部品購買契約書も可。	
19	4-1.(19)	エネルギースタープログラムの準拠	エネルギースタープログラムに適合していることの証明書													証明書：エネルギースターロゴ使用製品届出書の写しなど	
20	4-1.(20)	省エネ法の適合	基準項目の遵守を明記した証明書														
21	4-1.(21)	電源スイッチ	基準項目の遵守を明記した証明書														
22	4-1.(22)	電源プラグ抜時の機能障害	基準項目の遵守を明記した証明書														
23	4-1.(23)	騒音	試験記録														
24	4-1.(24)	情報提供	取扱説明書の該当ページ														
25	4-1.(25)	情報提供	同上														
26	4-1.(26)	情報提供	同上														
27	4-1.(27)	情報提供	同上														

添付３　証明書一覧

				シリーズ機種名													
				各機種名	(1)		(2)		(3)		(4)				(n)		
				各機器名[*1]													
NO	認定基準	項目	必要な証明書等	添付有無	事務局	添付有無	事務局	添付有無	事務局	添付有無	事務局	……	……	添付有無	事務局	特記事項	
28	4-1.(28)	情報提供	同上														
29	4-1.(29)	情報提供	同上														
30	4-1.(30)	情報提供	同上														
31	4-1.(31)	情報提供	同上														
32	4-1.(32)	ＩＥＣ９５０	ＩＥＣ９５０に準拠した安全規格に適合していることの証明書														
33	4-1.(33)	ＶＣＣＩ	ＶＣＣＩに適合していることの証明書など													証明書：適合確認届出書の写しなど	
34	4-1.(34)	LCD	基準項目の遵守を明記した証明書														
35	4-1.(35)	取扱説明書	使用する印刷用紙の銘柄および製紙事業者名													エコマーク認定印刷用紙でない場合、エコマーク商品類型「印刷用紙」と同様の証明書	
36	4-1.(36)	包装材	材質表示の有無に関する証明書														
37	4-1.(37)	包装材	ガイドラインへの適合を説明(1.ガイドラインに基づき作成した評価マニュアルの内容が判る資料　2.使用している包装材名)														
38	4-1.(38)	包装材	包装材事業者の発行する証明書、特定フロン（ＣＦＣ５種）、その他のCFC、代替フロン（ＨＣＦＣ）の使用の有無を明記														
39	4-1.(39)	包装材	プラスチック包装材事業者の発行する証明書、使用プラスチック材料名を明記、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を明記														
40	添付１	記録文書	記録文書の写し														

記入方法
１）単独機種、シリーズ機種どちらでも申込可能です。
２）添付資料がある場合、「添付有無」の欄に「証１－（１）」等を記入してください。
３）「事務局」欄は記入しないでください。
*1)本体、ＣＲＴモニター、キーボード、マウス、ＬＣＤモニター、ノート型ＰＣ、一体型ＰＣ

申込者印